文　書　番　号

年　　月　　日

 商号

 代表者の氏名 　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働大臣

指　定　取　消　通　知　書

 年　　月　　日付でした指定資金移動業者の指定は、下記理由により、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の６の規定により　　年　　月　　日付で取り消すこととするので、通知します。ただし、この取り消し以降、使用者の賃金の支払の義務の履行を確保する必要があることから、労働基準法施行規則第７条の８の規定により、　　年　　月　　日までの間、なお指定資金移動業者とみなし、労働基準法施行規則第７条の２第１項及び第７条の５の規定を適用します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

取 消 理 由